

与那原町障がい者（児）計画

【概要版】



令和6年3月
沖縄県 与那原町

1 計画の位置づけ

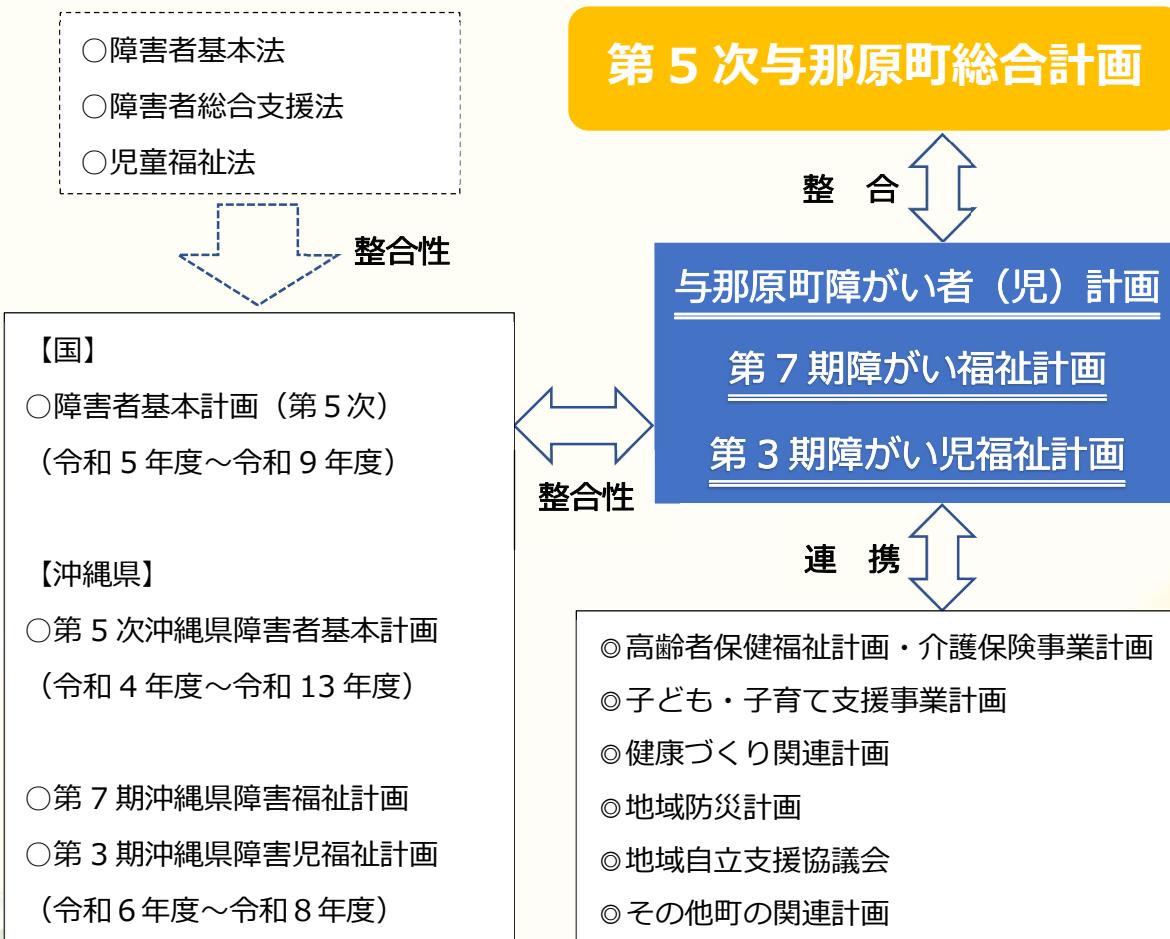
「障がい者（児）計画」は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」であり、障がい者のための施策を推進する上での基本事項を定める計画として位置づけられます。また、「第7期障がい福祉計画」、「第3期障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条に基づく、「市町村障害福祉計画」として、障がい者（児）計画に即応し、障がい者（児）計画における推進施策の一部を下図のとおり包含するものとして、障害福祉サービス等の確保に関する計画として位置づけます。

本計画は、町総合計画における障害福祉分野の基本指針に基づくものとし、福祉関連計画及びその他関連計画との連携、整合性を保つ計画として位置づけます。

令和12（2030）年までの国際目標である持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載され、17のゴールと169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」という理念を掲げています。これは、誰もが役割と生きがいをもち、地域で支え合い、つながりを持つ「地域共生社会」の実現につながるものです。



本県においてもSDGsを推進しており、本町においてもこの理念や目標に向かった取り組みを進めることで、その達成に貢献していきます。



2 計画期間の考え方

与那原町障がい者（児）計画は令和6年度から令和11年度の6年間を計画期間とします。

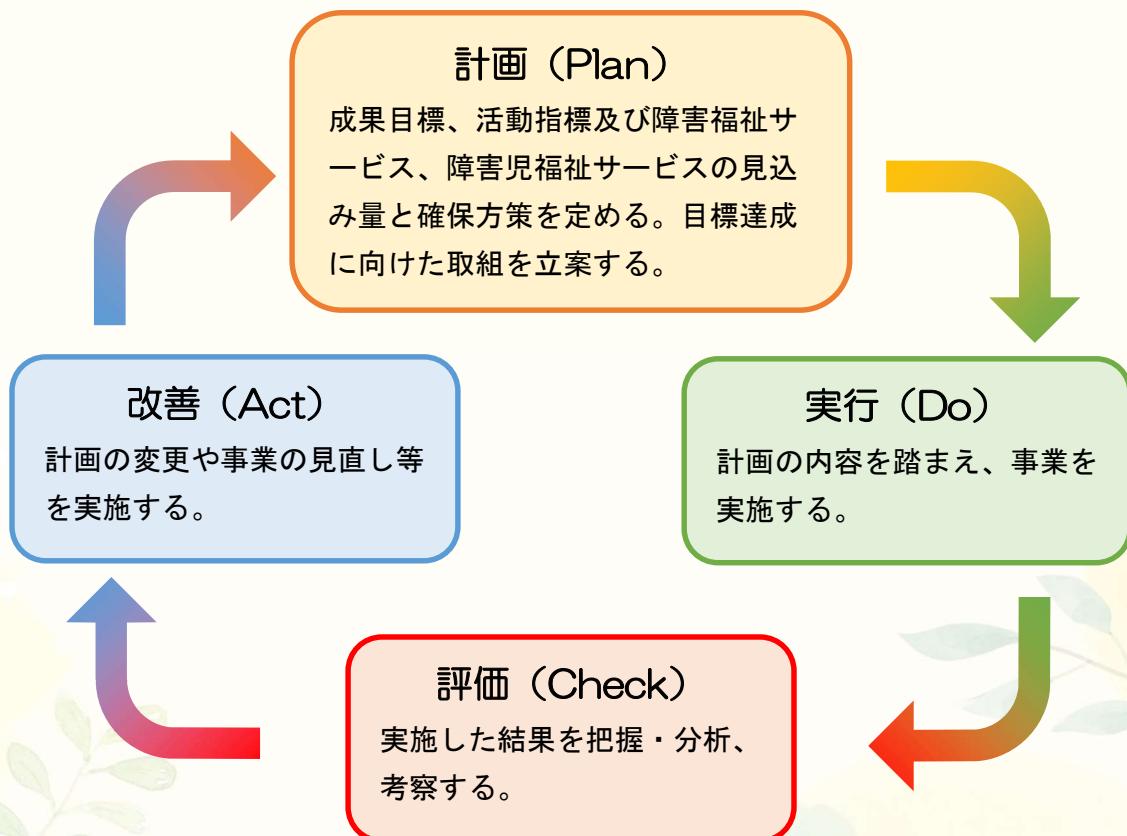
また、与那原町第7期障がい福祉計画、与那原町第3期障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度の3年間を計画期間とします。

年度 計画名	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)
障がい者（児）計画	与那原町障がい者（児）計画（6年）					
障がい福祉計画	与那原町第7期障がい福祉計画		与那原町第8期障がい福祉計画			
障がい児福祉計画	与那原町第3期障がい児福祉計画		与那原町第4期障がい児福祉計画			

3 計画の進捗管理と評価

本町の障がい者を取り巻く状況は多様化しており、これらの課題を解決し、計画を推進していくためには、各関係機関との協力体制、情報の提供、共有は欠かすことが出来ません。地域の実情に応じた障がい者が安心して暮らしていくための支援を全庁が一体となって推進する体制を強化していきます。

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、様々な関係施設並びに地域等の連携強化が必要です。このため、町内の各団体等との意見交換会などを実施し、情報の連絡、共有をするとともに、定期的に点検を行います。なお、評価・点検の際にはPDCAサイクルによる方法を適用します。



4 計画の基本理念

本計画における基本理念は、障がいを正しく理解し、障がいの有無に関わらず、ともに支え合って暮らしていくける共生社会の実現を基本的な考え方とし、障がいのある町民が自分らしく、地域のなかで自立していくことを支援するものとしています。

この理念は、法制度における障がい者施策の位置づけや総合計画における障がい者施策の基本方針との整合性が図られているものと考えられることから、現行の基本理念を踏襲するものとします。

基本理念

すべての町民がお互いを尊重し、支え合い、
いつまでも笑顔で暮らせるまち・与那原

5 重点目標

障がいのある町民が自分らしく自立することや、社会のすべての場面に参加することを総合的に支援するものとし、以下の事項を重点目標とします。

(1) 障がいに対する理解の促進

【障害に対する理解、差別の解消、権利擁護の推進】

どのような場合においても障がいを理由とした、偏見や差別することができないように、お互いに理解し支え合い共に生きる地域づくりを進めます。

(2) 地域における自立支援

【社会参加（教育、文化、スポーツ）、バリアフリー、コミュニケーション支援】

障がいのある町民が、どこで、誰と暮らすのかを自由に選択し、みんなと一緒に社会のあらゆる場面に参加し、自己の資質を高めた社会生活を営むことができるよう支援します。

(3) サービス提供体制の確保

【生活・経済的支援、保健、医療サービス支援】

障がいのある町民が身近な地域において自立生活を営むことができるように、障がいの特性と多様なニーズに応じ総合的にサービスを提供する仕組みづくりに取り組みます。

6 推進施策の方針

1) 障がいに対する理解と権利擁護の推進

障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重し認め合い、お互いに支え合う共生社会のなかで安心して暮らすことができる環境づくりが必要です。

障がいに対する理解を促す啓発活動や福祉教育の充実を図るとともに、多様な交流活動を推進し、障がいを理由として差別することがない環境をつくります。また、障がいのある町民に対する虐待等の防止を含めた権利擁護を進めていきます。

2) 保健、医療サービスの充実

こころとからだの健康づくりを推進するとともに、適切な医療サービスや発達支援を身近な地域で受けることができる環境づくりが必要です。

障がいを早期に発見し、個々の状況に応じた適切な支援を受けられる体制づくりに取り組みます。



3) 自立生活支援の充実

自分らしい生き方を実現できるように、個々の状況に応じ福祉サービスを自ら選択し利用できる環境づくりが必要です。

質を高めた日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談支援体制の充実、福祉サービス提供基盤の整備促進やボランティア活動、福祉人材の育成・確保など、障がいのある町民を地域で支える環境づくりに取り組みます。

4) 生活環境の整備

すべての町民にやさしく、利便性の高いまちづくりが必要です。ユニバーサルデザインの視点によるバリアフリー化を進めるとともに、安心して暮らすための住環境や住宅確保に向けた支援の充実を図るなど、地域生活への移行を促進します。

5) 雇用・就労支援の充実

障がいの特性や個々の能力に応じて働くことや経済的負担の軽減等によって自立することを促す環境づくりが必要です。

継続的な就労支援と障がい等に配慮した雇用・就業環境の整備を促すとともに、経済負担の軽減を図る各種支援制度の利活用を促します。

6) 教育、スポーツ、文化・芸術活動等の充実

スポーツ、文化・芸術活動を通して生活の質を高め、生きがいを高めることや年齢、能力、特性に応じて学び成長する環境づくりが必要です。

一人ひとりのニーズに応じた十分な保育・教育機会を提供するとともに、スポーツ、レクリエーション、文化活動などを通して多様な社会参加を実現する環境づくりに取り組みます。

7) 安全・安心のある地域づくり

安全と安心感に支えられ、快適に暮らしていくためのセーフティネットの充実を図る必要があります。

台風、津波などの自然災害における減災や消費者トラブルを未然に防ぐ防犯対策等の充実に努め、安全・安心のある地域づくりを進めます。



7 施策の体系

基本理念

すべての町民がお互いを尊重し、支え合い、
いつまでも笑顔で暮らせるまち・与那原

重点目標

障がいに対する理解の促進

地域における 自立支援

サービス提供 体制の確保

基本方針及び主要施策

障がいに対する理解と権利擁護の推進

保健、医療サービスの充実

自立生活支援の充実

生活環境の整備

雇用・就労支援の充実

教育・スポーツ、文化・芸術活動等の充実

安全・安心のある地域づくり

- (1) 障がいの理解に向けた啓発活動
- (2) 障がいを理由とする差別の解消
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 交流活動の充実

- (1) 障がいの早期発見、対応及び発達支援の充実
- (2) 医療受診に対する支援

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 情報・コミュニケーション支援の充実
- (3) 自立生活を支援するサービスの充実
- (4) 福祉人材の育成・確保

- (1) 生活環境のバリアフリー化
- (2) 移動・交通手段の充実
- (3) 障がいに配慮した住環境整備及び入居支援

- (1) 雇用、就労支援の充実
- (2) 就労機会の拡充及び雇用環境の充実

- (1) 療育支援の充実
- (2) 障がい児保育の充実
- (3) 学校教育の充実
- (4) スポーツ、文化・芸術活動の充実

- (1) 地域福祉活動の推進
- (2) 防災、防犯対策の充実



与那原町障がい者（児）計画 【概要版】

令和6年3月 発行

編集・発行 与那原町役場 福祉課

〒901-1392 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原 16 番地

電話 098-945-1525 ファックス 098-946-4597

URL <https://www.town.yonabaru.okinawa.jp/>